

令和7年度の検討会及び新たな基本方針の概要

令和8年8月5日

1 令和7年度の検討会でいただいた御意見

排出抑制

- 排出抑制に資する資材の使用の推進に当たっては、分解性を担保しつつ、適切な使用に関して情報発信していく必要

排出抑制に資する資材の使用の推進

■ 長寿命化及び減量化に資する資材の使用の促進

- 中国で薄膜マルチフィルムの使用を規制しているのは、生分解性でないプラスチックを想定したものとする。生分解性プラスチックの場合は、むしろ薄肉化が分解効率に資することもあり、その整理が必要である。(吉岡座長)

■ 生分解性をもつ素材を使用した資材の使用

● 分解性の担保

- 海外から完全に生分解しない製品が輸入されているおそれがある。(竹谷委員)
- 日本バイオプラスチック協会(JBPA)による生分解性の認証を取得していない輸入製品が存在することから、農業用生分解性資材普及会(ABA)では生産者に生分解性に関する情報発信を進めるという方針で合意した。(久保田委員)

● 普及策

- 有機農業において生分解性マルチフィルムを使用することができるようになれば、普及拡大に弾みがつくのではないかと。(掛橋様(伊藤委員随同))
- VCoCやINC議長案では生分解性資材の適切な使用に関する情報発信が記載されており、日本においても取り組む必要がある。(北本委員)
- 排出抑制目標について、栽培面積が増えれば使用する農業用マルチの使用量も増え、排出量が増えてしまう。単に排出量削減を目標にするのではなく、面積当たりの排出量削減を目標にする等、目標値の作り方を工夫いただきたい。(渡辺代理委員)

資源の有効利用を基本とした適正処理①

- 農業由来廃プラスチックの適正処理の推進体制を再構築し、行政や関係者がそれぞれの役割を果たしていく必要

基本的な考え方

- 廃プラスチックを資源として明確に位置づけ、広域運搬や熱回収の扱いなどの課題に対処するべきと考える。(早瀬委員)

農業由来廃プラスチックの適正処理の推進体制の整備

- 協議会に求める役割を整理するとよい。(吉岡座長)
- 全体として回収や運搬、適正処理がJAに任せきりになっている。本来ホームセンターも資材商業会も含めて排出事業者と連携して取り組むべき課題である。(竹谷委員)
- 必ずしも協議会の形でなくてもよいかもしれないが、現場からどう課題を吸い上げて、方向性を共有できるのかが見える体制があればよい。(竹谷委員)
- 都道府県・市町村協議会について、行政がしかるべき役割を果たすことが重要ではないか。(竹谷委員)
- 行政側としては再生処理を推進して、単純焼却を減らす必要があるが、都道府県任せでは難しく強い推進力が必要である。体制がうまく回っていない都道府県に対して重点的に指導する必要があると考える。(亀谷委員)
- 県や市町村協議会の活動実態が把握できなくなっており、再構築が必要ではないか。(早瀬委員)

分別及び異物の除去

- リサイクルした方がコスト的に有利という傾向は、仕組みの整備によりリサイクルが推進される可能性として前向きに捉えられる。特に土汚れの洗浄体制構築が重要である。(堀田委員)

資源の有効利用を基本とした適正処理②

○ 電子マニフェスト普及に向けた情報発信や、広域運搬による資源循環の推進が必要

回収・運搬

■ 電子マニフェストについて

- 電子マニフェストについて、導入費用の低さや負担軽減の観点でメリットがあるが、紙に比べて担当者不在時など現場での運用課題が生じている。現場で実際に導入するためには、メリットを発信し、現場での理解促進を図る必要がある。（亀谷委員）
- 地方農政局から現場に対する研修会も実施してほしい。（竹谷委員）
- 電子マニフェストは他省庁との連携も含めた取組が必要であり、関係機関と連携の上、推進をお願いする。（吉岡座長）

■ 広域運搬について

- 回収量とリサイクラーの処理能力のミスマッチを解消するためには広域運搬が必要だが、広域運搬を伴うリサイクルスキームは現行の廃棄物処理法に適合しないケースがあり、行政には法規制による制約・課題についても検討してほしい。（早瀬委員）
- リサイクラーの事業継続に資する回収・処理システムの構築に賛同する。廃プラスチックの海外輸出は市況に左右されるため、国内での資源循環の推進を支持する。（久保田委員）
- 具体的な広域連携の普及策を検討すべきである。地方農政局を連携のハブとして活用する等の方策を検討し、本省と地方農政局間で情報共有と意思疎通を強化してほしい。（亀谷委員）

■ その他

- 農業資材を販売して利益を得た主体が適正処理にも貢献すべきだと思う。一方、排出者がその購入先を一つ一つ特定するのは難しく、デポジット制度に取り組んだものの成功しなかった例も聞く。（渡辺代理委員）

資源の有効利用を基本とした適正処理③

○ リサイクルの推進にあたっては、取組事例を注視しつつ今後も課題を解決していく必要

適正処理:リサイクル

■ ケミカルリサイクルについて

- コストが高いという課題がある。国の補助や法的な規制がないと企業が取組を進めても単発で終わってしまう。(早瀬委員)
- ケミカルリサイクルを行う上では、廃プラスチックに付着している土がリサイクルの基準に適合せず、綺麗な廃プラスチックの取り合いになり、コストの問題が生じる。原料供給のシステム構築も課題である。(堀田委員)
- 2月に訪問した民間企業では、農POのケミカルリサイクルがビジネスとして成立しているとの説明があった。(竹谷委員)
- ケミカルリサイクルは環境配慮の取組を評価する認証に向けた動きが進んでおり、今後はこうした動きとも連携して取り組んでいただきたい。(吉岡座長)

適正処理:熱回収等

■ 埋立処分について

- 埋立処分が行われている現状を踏まえ、埋立処分の方針上の扱いを明確化することを検討してはどうか。(亀谷委員)

持続可能な資源の利用

○ 持続可能な資源の利用に当たっては、使用によるインセンティブ等の情報を発信する必要

■ 全般

- 再生材・生分解性プラスチック・バイオマスプラスチック製資材が高価なため、これら資材を用いて栽培された農産物へのインセンティブ付与を方針上示すか、運用上の工夫として含めることで、普及促進と農産物の付加価値向上の双方に有効な形になると考える。(吉岡座長)
- バイオプラスチック導入ロードマップを参考にしつつ、方針を検討いただきたい。(吉岡座長)

■ バイオマスプラスチックについて

- バイオマスプラスチックの原材料供給メーカーは限られている。供給面と経済性の面で課題がある。(久保田委員)

■ 再生材について

- ハウス用フィルムは穴が空いてはならないため高品質が要求される。端材の活用事例はあるが、ポストコンシューマ材の活用は難しい。(早瀬委員)
- 国内で再生材の買い手がなく輸出せざるを得ないという事例を把握しており、再生材活用の事例共有を通じて、再生材の利用側との連携を強化すべきである。(堀田委員)
- 農業者は再生マルチフィルムについて従来品に比べて機能が落ちるとのイメージを持っている場合があるが、バージン品と同等以上の機能を示した実証事例もあるため、再生マルチフィルムの機能を情報発信し理解の更新を促すべきである。(竹谷委員)
- 現在の国際的な技術動向を見ても、マテリアルリサイクルでバージン品とほぼ同等の品質まで作り込むことが可能になっている。(吉岡座長)

2 新たな基本方針の概要

農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針の概要

対策の基本的な考え方

○基本的な方向性

- ・農業由来廃プラスチックの排出抑制、資源の有効利用を基本とした適正処理及び持続可能な資源の利用に係る環境負荷低減に有効な取組を推進
- ・これらの取組により、プラスチックの使用量を低減し、リサイクルにより国内原料を確保するとともに、再生プラスチックを使用した農業生産資材を利用することで、持続可能な農業生産体制への構造転換を図る
- ・なお、経済性、技術的可能性等も総合的に考慮の上、食料安定供給の確保との両立を図る
- ・プラスチック被覆肥料は、別途農産局長通知において示した流出防止に向けた取組等を推進

○目指す姿

- ・農林水産省地球温暖化対策計画の目標のとおり、農業由来廃プラスチックを2030年までに90%、2035年までに100%有効利用することを目指す姿とし、関係機関、農業者等と共通認識をもつことで、対策を効果的かつ円滑に推進
- ・引き続き、各地域の実態に応じた最適な資源循環の推進手法を検討

排出抑制の考え方

○排出抑制に資する資材の使用の推進

- ・長寿命化及び減量化に資する資材（中長期展張フィルム、薄膜フィルム）
- ・生分解性をもつ資材（生分解性マルチ）

○使用の合理化の推進

- ・使用量の最適化（サイレージラップ）
- ・長期使用の推進（育苗箱等）
- ・プラスチック代替技術の活用の検討

持続可能な資源の利用の考え方

- ・バイオマス及び再生材を利用した資材の使用を推進

資源の有効利用・適正処理の考え方

○実施体制

- ・市町村は、地域における一体的な回収・処理の推進のための体制を整備
- ・都道府県は協議会の設置を基本
- ・両者の情報共有体制の構築

○分別及び異物の除去

- ・リサイクルに向け、分別・選別・洗浄の指導

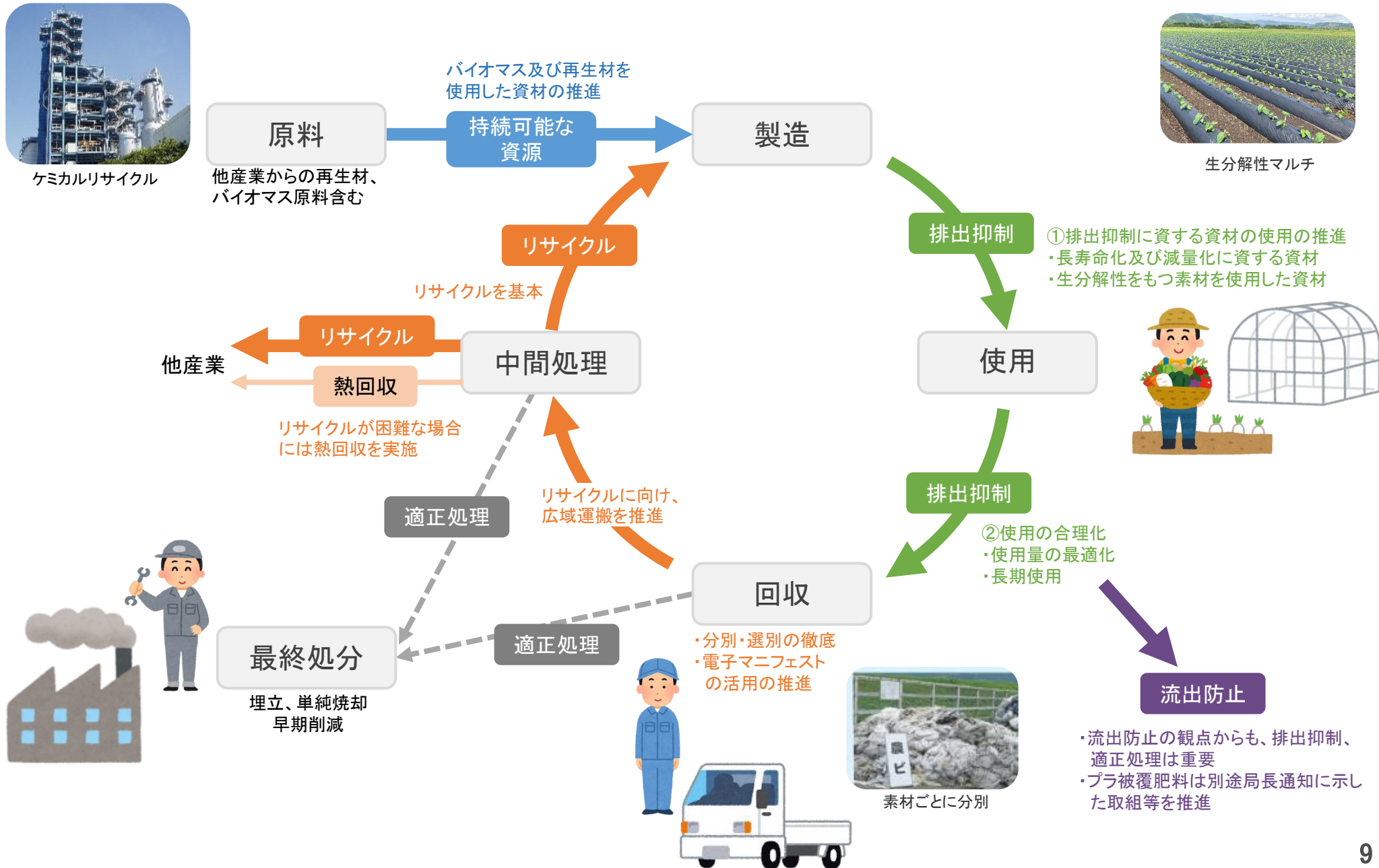
○回収・運搬

- ・安定的・確実に回収を実施
- ・負担軽減のため電子マニフェストの活用の推進
- ・効率化のため広域連携による共同回収・運搬を推進

○適正処理

- ・リサイクル処理を基本、困難な場合には、熱回収

農業生産に由来する使用済プラスチックの対策

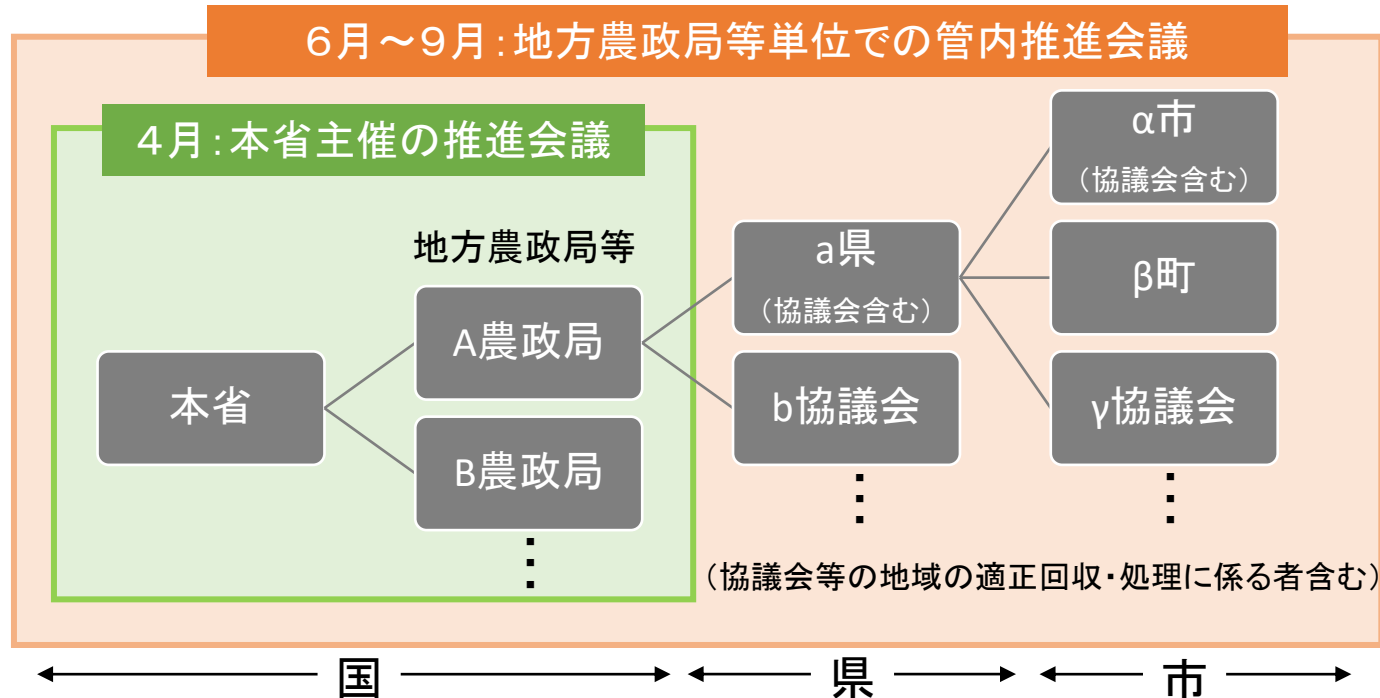


3 新たな基本方針の周知活動

管内推進会議による周知

- 都道府県、市町村、協議会を含む適正回収・処理に関わる者向けに、農業由来廃プラスチック対策の推進会議を開催し、新たな基本方針の周知を実施。
- 併せて、地域の現状、課題、優良事例等について、意見交換を実施し、連携を強化。

【農業由来廃プラスチック対策の推進会議】



【開催内容】

農業由来プラ対策をめぐる動向／新たな基本方針の概要／農業由来廃プラ有効利用等の状況／国の予算事業／地域の現状・課題や各県の取組状況について意見交換

【期待される効果】

基本方針周知

地域の現状把握
・課題分析

関係機関の連携
強化